

議案第 5 号

恵庭市ルルマップ自然公園ふれらんど条例の一部改正について

恵庭市ルルマップ自然公園ふれらんど条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 6 年 6 月 1 4 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市ルルマップ自然公園ふれらんど条例の一部を改正する条例

第 1 条 恵庭市ルルマップ自然公園ふれらんど条例（平成 2 3 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条・第 2 条（略）  （位置） 第 3 条 ふれらんどの位置は、都市公園法第 2 条の 2 の規定により市長が告示によって定めた区域とする。	第 1 条・第 2 条（略）  （位置） 第 3 条 ふれらんどの位置は、都市公園法第 2 条の 2 の規定により市長が告示によって定めた区域とする。 <u>ただし、ふれらんどの機能の一部を代替する施設として臨時に設置するパークゴルフ場(以下「盤尻パークゴルフ場」という。)の位置は、恵庭市盤尻 20 番 7 ほかとする。</u>
第 4 条（略）  （行為の制限） 第 5 条 都市公園条例第 3 条の規定は、ふれら	第 4 条（略）  （行為の制限） 第 5 条 都市公園条例第 3 条の規定は、ふれら

現行	改正案
<p>んどにおいてしようとする行為に係る市長の許可について準用する。</p> <p>(有料公園施設)</p> <p>第 6 条 各号に掲げる事業を実施するため、次に掲げる有料で利用させる公園施設_(以下「有料公園施設」という。)を設置する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(有料公園施設の使用料)</p> <p>第 7 条 前条第 2 項の規定による有料公園施設の利用の承認を受けた者は、別表 2 で定める_____使用料を納入しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第 8 条～第 14 条 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第 15 条 市長は、ふれらんど_____の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)にふれらんどの管理を行わせることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合においては、次の表の左欄に掲げるこの条例の規定中の字句で同表の中欄に掲げる</p>	<p>んどにおいてしようとする行為に係る市長の許可について準用する。<u>この場合において、同条第 1 項及び第 5 項中「公園」とあるのは、「公園等」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(有料公園施設)</p> <p>第 6 条 各号に掲げる事業を実施するため、次に掲げる有料で利用させる公園施設等(以下「有料公園施設」という。)を設置する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>盤尻パークゴルフ場</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(有料公園施設の使用料)</p> <p>第 7 条 前条第 2 項の規定による有料公園施設の利用の承認を受けた者は、別表 2 <u>及び別表 3 に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>第 8 条～第 14 条 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第 15 条 市長は、ふれらんど<u>(盤尻パークゴルフ場を除く。以下この条及び次条において同じ。)</u>の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)にふれらんどの管理を行わせることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合においては、次の表の左欄に掲げるこの条例の規定中の字句で同表の中欄に掲げる</p>

現行			改正案		
ものは、それぞれ同表の右欄の字句に読み替えるものとする。			ものは、それぞれ同表の右欄の字句に読み替えるものとする。		
第5条、第6条、第9条から第12条まで及び第13条第1項	市長	指定管理者	第5条、第6条、第9条から第12条まで及び第13条第1項	市長	指定管理者
(略)			(略)		
第16条～第18条 (略)			第16条～第18条 (略)		
別表1(第6条関係)			別表1(第6条関係)		
区分	開園時間	休業日	区分	開園時間	休業日
パークゴルフ場	午前9時30分から午後5時まで	(略)	パークゴルフ場	午前9時30分から午後5時まで	(略)
(略)	(略)		盤尻パークゴルフ場	午前8時から午後5時まで	
(略)			(略)		
別表2(第7条、第17条関係)			別表2(第7条、第17条関係)		
区分	単位	使用料			営利目的
		市内在住者	市内在住者以外の者		
パークゴルフ場	1日1人当たり	1,000円	1,400円	—	—
盤尻パークゴルフ場	1日1人当たり	600円	1,000円	—	—
盤尻パークゴルフ場	1日1人当たり	6,000円	10,000円	—	—

現行					改正案																
					回数券 (11回分)																
					盤尻パークゴルフ場パークゴルフ用具(クラブ及びボール)貸出し	1組1回当たり	200円	200円	—												
(略)					(略)																
備考 1・2 (略)					備考 1・2 (略) 3 <u>盤尻パークゴルフ場の使用に係る市内在住の中学生以下の者及び65歳以上の者並びに身体障害者手帳の交付を受けている者、知的障害者で療育手帳の交付を受けているもの又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の使用料は400円とし、回数券は4,000円とする。</u> 4 <u>回数券の有効期間は、そのシーズン限りとする。</u>  別表3(第7条関係) <u>盤尻パークゴルフ場貸切使用(規則で定める人数以上の場合に限る。)</u> の場合																
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>時間</th> <th>ラウンド数</th> <th>対象者</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前、午後又は全日</td> <td>1ラウンド(36ホール)</td> <td>大会等で、市内在住者を対象としているものの1人につき</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>広域的な大会等で、市内</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>					時間	ラウンド数	対象者	使用料	午前、午後又は全日	1ラウンド(36ホール)	大会等で、市内在住者を対象としているものの1人につき	600円			広域的な大会等で、市内	1,000円
時間	ラウンド数	対象者	使用料																		
午前、午後又は全日	1ラウンド(36ホール)	大会等で、市内在住者を対象としているものの1人につき	600円																		
		広域的な大会等で、市内	1,000円																		

現行	改正案		
			<u>在住者及び市内在住者でないもの又は市内在住者でないものを対象としているものの1人につき</u>
	<u>パークゴルフ用具(クラブ及びボール)貸出し1組1回につき</u>		<u>200円</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 恵庭市ルルマップ自然公園ふれらんど条例の一部を次のように改正する。

現行	改正案														
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(有料公園施設)</p> <p>第6条 各号に掲げる事業を実施するため、次に掲げる有料で利用させる公園施設等(以下「有料公園施設」という。)を設置する。</p> <p>(1) <u>パークゴルフ場</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>第1条～第5条(略)</p> <p>(有料公園施設)</p> <p>第6条 各号に掲げる事業を実施するため、次に掲げる有料で利用させる公園施設等(以下「有料公園施設」という。)を設置する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>														
<p>第7条～第18条 (略)</p>	<p>第7条～第18条 (略)</p>														
<p>別表1(第6条関係)</p> <table border="1" data-bbox="233 1733 804 1975"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>開園時間</th> <th>休業日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パークゴルフ場</td> <td>午前9時30分から午後5時まで</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>盤尻パークゴルフ場</td> <td>午前8時から午後5時まで</td> </tr> </tbody> </table>	区分	開園時間	休業日	パークゴルフ場	午前9時30分から午後5時まで	(略)	盤尻パークゴルフ場	午前8時から午後5時まで	<p>別表1(第6条関係)</p> <table border="1" data-bbox="845 1733 1409 1975"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>開園時間</th> <th>休業日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盤尻パークゴルフ場</td> <td>午前8時から午後5時まで</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	開園時間	休業日	盤尻パークゴルフ場	午前8時から午後5時まで	(略)
区分	開園時間	休業日													
パークゴルフ場	午前9時30分から午後5時まで	(略)													
盤尻パークゴルフ場	午前8時から午後5時まで														
区分	開園時間	休業日													
盤尻パークゴルフ場	午前8時から午後5時まで	(略)													

現行					改正案				
フ場		後5時まで							
(略)					(略)				
別表 2(第 7 条、第 17 条関係)					別表 2(第 7 条、第 17 条関係)				
区分	単位	使用料			区分	単位	使用料		
		市内在住者	市内在住者以外の者	営利目的			市内在住者	市内在住者以外の者	営利目的
パークゴルフ場	1日1人当たり	1,000円	1,400円	—	盤尻パークゴルフ場	1日1人当たり	600円	1,000円	—
(略)					(略)				
備考 1～4 (略)					備考 1～4 (略)				
別表 3 (略)					別表 3 (略)				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 令和7年4月1日

(準備行為)

- 2 使用許可等に係る手続その他供用を行うに当たり必要な準備行為は、この条例の施行の日前においてもすることができる。

(検討)

3 市長は、この条例の施行後3年を目途として、第1条の規定による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。